

令和7年第3回 白井市議会定例会

(開会 令和7年9月4日)

請願文書表

請願第3号	令和7年8月18日受理	
付託委員会	健康福祉常任委員会	
件名	アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書	
請願者	住所	鎌ヶ谷市南佐津間6-5
	氏名	千葉土建一般労働組合 鎌ヶ谷執行委員長 中島 弘
紹介議員	岩田 典之	
〔請願要旨〕		
<p>建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021（令和3）年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、2022年1月には給付金申請が開始されました。</p> <p>しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業10社をはじめとしたアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。</p> <p>そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の全面的な救済に結びついていません。現に、成立した建設アスベスト給付金法の付則第2条には、「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者に対する補償の在り方について検討を加え、必要あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされています。</p> <p>こうした評価は、被害者側の勝手な思いではなく、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。しかも、被告の建材企業らは、継続する裁判においていまだに原告側と争う態度を改めていません。</p> <p>同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が入っていません。</p> <p>以上の事から、下記事項を実施するため、国への意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。</p>		
〔請願事項〕		
建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に実現して下さい。		

別紙

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」 の改正を求める意見書（案）

建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021（令和3）年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、2022年1月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結び付いていない現状があります。このことは、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後20年間の除斥期間も撤廃されなければなりません。

こうしたことから、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年 月 日

千葉県白井市議会

提出先

衆議院議長 額賀 福志郎
参議院議長 関口 昌一
内閣総理大臣 石破 茂
財務大臣 加藤 勝信
文部科学大臣 阿部 俊子
厚生労働大臣 福岡 資麿
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
経済産業大臣 武藤 容治
環境大臣 浅尾 慶一郎
内閣官房長官 林 芳正